

更新審査に係るお詫び及び指定難病など各受給者証の有効期間延長のお知らせについて

（対象となる皆様に文書を送付しております。）

指定難病等の受給者証の更新手続きにつきましては、本年度から道本庁に事務を集約し、審査を行っておりますが、書類の確認等に時間を要し、多くの受給者の皆様の受給者証を有効期間内に交付できなかったことを謹んでお詫び申し上げます。

道といたしましては、次年度以降、同様のことを繰り返さないよう、手続改善に努めて参ります。

【お知らせしたいポイント】

- ・受給者証の有効期間を令和4年12月31日まで延長します。
- ・現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。
- ・10月に入って受給者証なしで医療機関を受診した方は、償還払申請をすることで差額を還付いたしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

北海道では、新型コロナウイルス感染症の第7波が未だ収束せず、更新申請書の提出が遅れた方が多数いる状況を踏まえ、現在皆様がご持ちの受給者証の有効期間を令和4年12月31日まで延長することといたしました。

既に医療機関には、道から連絡しておりますので、現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

新しい受給者証は、9月までに受理し、書類に不備のないものは、10月中に送付します。

なお、10月1日以降に既に医療機関を受診した場合は、道に償還払申請をしていただくことで差額を還付します。償還払いに必要な申請書や申請方法については、新しい受給者証とともに送付いたしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※今回の対応を病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションにもお知らせしております。

○対象となる受給者証の種類（お持ちの受給者証を確認ください）。

- ・特定医療費（指定難病）受給者証
- ・肝炎治療特別促進事業受給者証（B型慢性肝疾患（核酸アナログ治療））
- ・特定疾患治療研究事業受給者証（道単独事業分）
- ・ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業受給者証

お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域保健課 手当支給係 TEL：011-206-6028

難病対策係 TEL：011-204-5258

※本日以降、病院等を受診する際にこの文章をご持参ください。